

結婚式場キャンセル料110番!

結婚式場の予約をキャンセルしたら、1年以上前なのに申込金が返金されない。4ヶ月前にキャンセルしたら予定金額の70%ものキャンセル料を請求された。このような結婚式場のキャンセル料トラブルが多発しています。

適格消費者団体(※)NPO法人「京都消費者契約ネットワーク」は不当な結婚式場のキャンセル料について調査・研究し、不当な条項があれば差止請求することを検討しています。結婚式場の不当なキャンセル料の被害にあった方、不当なキャンセル料の契約条項の入った契約書を見た方は是非下記110番までご連絡下さい。

※適格消費者団体とは、消費者契約法の規定により、内閣総理大臣の認定を受けて、事業者等の不当行為を差し止める権限を有する消費者団体です。現在全国で9団体。差止対象は、消費者契約法及び景品表示法所定の行為です。

日時 2011年1月29日(土)10時から16時

電話 075-231-8456

当日のみの臨時の電話ですので、上記の期日しかかかりません。

相談無料

結婚式場利用契約を解約した際のキャンセル料について、弁護士・司法書士・消費生活相談員らが相談に応じます。

※お問い合わせは、下記事務局まで

主催 内閣総理大臣認定適格消費者団体

NPO法人京都消費者契約ネットワーク

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル
5階 TEL075-211-5920 FAX075-251-1003